

1. 件 名 : 「美浜発電所第3号機、高浜発電所第1、2、3、4号機及び大飯発電所第3、4号機の設計及び工事計画(変更)認可申請並びに美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請(火災防護における系統分離対策)に関する面談」
2. 日 時 : 令和5年4月26日(水) 13時15分～14時00分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者
原子力規制庁 :
(新基準適合性審査チーム)
奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官
原子力規制企画課 火災対策室
齋藤火災対策室長、星野室長補佐

関西電力株式会社 :
原子力事業本部 原子力保全担当部長 他17名(17名のうち8名はTV会議システムにより出席)
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料 : なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから関西電力の火災防護における系統分離対策に関わる設計及び工事計画、また保安規定変更認可申請に係る影響を午前中に日審査会合をやりました。
0:00:13	そこでやりとりした内容の確認ということで面談を始めたいと思いますよろしくをお願いします。
0:00:19	それではまず、関西電力の方から、
0:00:23	今日の午前中の会合での指摘、
0:00:27	議論した内容っていうのをどう受けとめていって、今後どのようなスケジュール感で社テストとか含めて進めていきたいと思ってるのかというところを一通りまずは流して説明をいただくということでよろしいですか。
0:00:42	関西電力、駒井荘司ました。
0:00:44	それでは事業本部の方から今映してるスクリーンをもとに、
0:00:50	いただいたコメント、確認をしていきたいと思います。田仲君よろしい。
0:01:00	関西電力田仲です。承知しました。今から今映しております。本日ちょうだいいたしました審査会合コメントにつきまして読み上げさせていただきます。
0:01:11	なおすいません東京支社小森マネジャーすいませんちょっと音声が少し小さかったのでちょっとマイク環境の方をちょっと修正をお願いいたします。
0:01:21	コモリですけどこれだったら聞こえます。
0:01:25	関西電力田仲です。はい。音声、聞こえるようになりました。すいませんちょっと声が小さかったんでちょっと大きめにしゃべります。
0:01:33	はい。進みました。はい。関西電力の中です。そうしましたら、審査会合コメントをいただいたものを読み上げていきます。
0:01:42	まず前提としまして、松木から読み上げるコメントを踏まえまして補足説明資料等に記載を充実しまして補正申請を行うことといたします。
0:01:53	まず、資料 1-1。
0:01:57	ページ、7 ページ。
0:02:00	可燃物、
0:02:01	括弧、火災防護対象ケーブルに火災による影響を及ぼさないものを除くの記事について、
0:02:09	500 メガジュール未満の可燃物の総量管理も実施していることがわかるように、記載を充実すること。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:18	同じく7ページ。
0:02:21	可燃物管理の適用除外期間の考え方について、
0:02:26	基本設計方針、
0:02:27	保安規定で説明できているかを整理、確認し、
0:02:32	必要に応じて記載を充実すること。
0:02:38	続きまして、10ページ。
0:02:43	500メガジュール未満の可燃物を火災元から除外した理由について、
0:02:48	除外根拠としている影響評価。
0:02:51	括弧、FDTS。
0:02:53	の評価条件や保守性等について、
0:02:57	記載を充実すること。
0:03:00	続きまして、ページ11ページ及びページ26ページ。
0:03:06	可燃物管理における巡視について。
0:03:09	巡視時に確認する項目を明確にすること。
0:03:14	また、それらの監視項目の設定理由。
0:03:17	カメラ、目視のどちらで監視するか等、記載を充実すること。
0:03:23	資料1-1側は、以上になります。
0:03:27	続きまして資料1-2、2点、合わせて読み上げさせていただきます。
0:03:34	資料1-2ページ、36ページ。
0:03:39	電気盤試験のモックアップについて、
0:03:42	実機への適用性に関して、十分に保守性を間担保できていることの記事を充実すること。
0:03:51	続いて38ページ目以降、
0:03:54	火災耐久試験について、
0:03:56	各試験の適用規格、初期温度、許容誤差等の試験条件について記載を充実すること。
0:04:04	以上になります。
0:04:10	はい。江藤規制庁ニシウチです。衛藤。
0:04:13	関西電力側から何か補足等は、
0:04:17	関西電力の棚橋です。
0:04:20	今、矢じりの一つ目と。
0:04:24	三つ目ですかね。
0:04:27	これは一緒にしてもいいかなと思う。
0:04:31	アジュールの
0:04:34	よう記載を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:36	具体的にもちょっと記載、
0:04:39	することが、
0:04:43	その施設ですけどテーマとしてはおっしゃる通り一つっていう認識ですね。あくまで 500 の話の中で、今日議論を整理をさせていただいたものだと思ってますんで、
0:04:52	ちょっとどこまで後々はって話だと思うんですけど、
0:04:55	まず、評価、要は 500 自体の話、500 自体が何でっていうそういう話、今日話の中だったの線で評価しているとそういう話もあったと思いますけど 500 自体のそもそもの、
0:05:07	の妥当性の話と、
0:05:09	あとは、その 500 の妥当性が、無条件でOKなのか、無条件じゃないのであれば今日具体的な数値を含めての規模感を示してもらってると思いますけども、この条件じゃないと思っているのでそれに対応する管理、
0:05:22	もしか対策っていうものが何なのかっていうその 2 段構成にはなるのかなと思う。
0:05:27	何か流れの一つの流れの中でそういう 2 段構成での説明というところなのかなと私は理解しています。
0:05:36	関西電力、関西電力コモリさん、承知しました
0:05:40	は、我々の宿題として認識してるのは補足説明資料にはこの辺充実させるんですけども、
0:05:48	基本設計、設工認の基本設計方針、あと保安規定の方には、
0:05:53	資料 1-1 のこの 1 個目の矢じりで書かれている、この加工機の部分、
0:05:58	ちょっと記載がありますので、
0:06:00	これは適正化は要るかなというふうに思う。
0:06:05	同じ宿題なんですけども基本設計方針を保安規定に反映させるもの。
0:06:09	そして、補足説明資料として今ほどお話あった記載の通り、
0:06:14	これが宿題かなというふうに思います。項目として一つかもしれません。はい。
0:06:19	はい、ありがとうございます。他に。
0:06:23	関西電力棚橋です。
0:06:25	四つめの野次ですけども、
0:06:28	項目の理由設定理由だけじゃなくて、その思想についても、
0:06:33	明確に、
0:06:34	しなさいという話だったので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:36	それを記載します。
0:06:38	はい。うん。規制庁西内です。そうですね齋藤室長からもお話会合の場で明確にあったと思いますけども、
0:06:45	結局火災防護審査基準と同等水準っていうのが基本思想としてまだあるはずで、またあると、説明を受けていって、であれば火災防護審査基準上は可燃物を置かない、ない。
0:06:56	ということが書いてあるので、それに照らして、何で担保しようとしているのか。
0:07:04	そのパーツに巡視点検が出てくるのであればどういう監視っていうものを考えているのか、そういう構成なのかなとそういう意味では
0:07:13	何をす何で同等水準で言おうとしているのかをまず明らかに明確に整理をする、今日の話の中で通電させないとか、
0:07:22	設定の箱に収納するだとか、その上でさらに監視っていうそういういろんな話があったと思うのでそれを整理して、ちゃんと示していただく。
0:07:29	ということかなとまず思っています。
0:07:32	ていうのがまず大きく一つとしてあって、その上で、カメラのの使い方だとか、今日は少なくともカメラは基本的には期待してないっていう回答が明確になったと思うので、そこら辺をちゃんと整理をして、
0:07:45	マージして説明する分には別に問題はないと思いますけど期待してないのであればもう書かなくてもいいかなという気もしますし、はい、その使い分けですよそういうところをしっかりと整理するっていう大きくこれも2段構成なのかなと思ひ
0:07:58	基本的には最初に棚橋さんがおっしゃっていただいたように地層をしっかりとっていうそういうところかなと。
0:08:05	はい。
0:08:07	あとはちょっと言葉じりかもしれないですけど、三つ目の矢じりで、
0:08:13	まず一つ目の矢じりの部分に関して言うと、別に総量管理も実施しているというより、総量管理というか単純に対象外では持ち込み可燃物はなくて、
0:08:23	500メガジュール以下のものとかも、
0:08:25	管理はまずして、何らかしていた。
0:08:27	ていうそういう感じだと思うので、何らか管理をしている対象外ではないっていうところが、まず明確にすべき話だったかなと思って。
0:08:35	あとは三つ目の矢じりですね、除外根拠としている影響評価、影響評価ではないはずなんですよね今日明確にそれを小森さんから説明をいた

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	だきましたけど、火災影響評価をやって大丈夫だからではないわけですよ。
0:08:49	単純に評価ツールとしては火災影響評価と同じツールで評価をただけであって、
0:08:54	ちゃんと評価条件とか含めて十分保守性を積んで明らかに火災影響がないラインっていうものをセキを説明してもらったっていうことだと理解をしているので、
0:09:02	もし認識にそこがあればしっかりまず書き起こしてっていう話ですけどその認識なのであればそういう資料が出てくるものかなと理解をしています。
0:09:10	まさに私も会合の場で言いましたけど火災影響評価の位置付けを変えているような説明は誤解を与えるだけなので、そこはしっかり明確にしておいて欲しいなと思う。
0:09:21	あとはちょっと細かいですけどあれサノ資料 1-2 の方、電気盤試験の話については、湯田令和これも最後の矢羽根の火災耐久試験と同じで、僕あと 1 例でしかなくて、
0:09:33	ちゃんと試験条件とか含めて必要なものを持っていうことだと思って。
0:09:37	今日話の中に 2700 メガジュールって話もあったと思うので、それは何が何かっていう話ですよ。
0:09:44	強制的に燃やすための灯油とかは全然そんな 2700 もないはずなので、いうなれば坂野ナカノの器具がもっと近場坂内のとかバンク、そのものが持っているエネルギーがまさに 2700 メガジュールってそういうことだと思う。
0:09:58	その辺もわかるように、だから資料 1-2 は、もう両方共通です。試験条件をちゃんと説明をする。
0:10:04	ていうことに尽きるのかなと思う。
0:10:07	はい。
0:10:08	というのが大枠今日の会合でやりとりさせていただいた話かなと思ってますが、
0:10:14	まず関西電力側はよろしい。
0:10:16	はい。
0:10:18	規制庁側と何かある。
0:10:26	はい、江藤、まずこれをしっかり書いてで、まずは補足説明資料なんでしようけど、
0:10:33	物によってはちゃんと申請書、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:35	基本設計方針じゃなくても添付資料。
0:10:38	ていうところでの記載は必要な部分もちろんあるとっていて、
0:10:41	それなりに今回やっていること結構あると思うのでしっかり整理をして、 どういう思想でそれぞれ書き分けるのかも含めて最後ちゃんと確認説明を させていただいていただければなと思っています。
0:10:52	ていうのがまず一つですかね大きいところで、
0:10:55	次はだから補足説明資料充実してもらって補正申請というのが多分次の ステップなんですけど、あとは
0:11:02	衛藤。
0:11:03	今日審査会合の場では、補足説明資料として1-2の具体的な区画区域の 図面とかも、積んでもらいましたけども、
0:11:11	今日別に審査会合であれ一つ一つ、野間鷺見。
0:11:15	お墨つきというのも変な言い方ですね。要は、あそこも含めて我々確認 議論をしたというよりは、今日はあくまでパワーポイントの適用性って いう観点での確認議論をさせていただいたものだと思って、
0:11:27	今までこの間ヒアリングの場でもお伝えはしたと思いますけどそれなりに ボリュームもあって、
0:11:32	これは今はそれなりに、
0:11:34	リソースを割くので、ちょっとしっかり内容はこれから事実確認、ああい った部分をさせていただきたいと思って、
0:11:40	その過程ですけどもあれ、言うなれば混合、
0:11:45	あれがそのまま区画区域の図面Ⅱがそのまま現場の工事に落ちるか っていうと、何か違うのかなという気もしてますけど。
0:11:54	ただ、
0:11:55	そこのところとの関係性は、
0:11:58	明確なはずで、
0:12:00	情報量としては多分
0:12:03	粒度は違うかもしれないですけど情報は一致してるはずなので、しっか り現場確認した結果としてあれが出てくるものなのかなと思うので、
0:12:10	もし
0:12:12	他電力の方でも、それなりに今回ですね申請からまだ1ヶ月っていうと ころもあるので、しっかり関西電力の方でもちゃんと確認をいただいて、 必要があればちゃんと適切修正をいただく。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:23	で、余りにちょっと現場が例えば把握できてないようで、資料の修正が多くなるとか、そういったところであれば、ちょっとまた別の観点で、ちゃんと説明をいただく必要あるのかなと思います。
0:12:34	ちょっとそういう意味では図面のところっていうの我々も今後しっかり確認をしていきたいと思って、
0:12:40	もちろん審査の机上の確認にはなるので、現場と逐一整合性を確認するのはあくまで審査の場ではないと。
0:12:48	適用性という観点での確認はしたいと思っています。
0:12:51	はい。
0:12:53	というところで、よければ、それも含めてですけども、今後次のステップとして、
0:13:00	もうあれですかね、直接補正プラス補足説明書の提出っていうイメージなのか。
0:13:06	何か1度ヒアリングとかで説明をしたいと思っているのかとかも含めてですけど、なんかどう何か考えていることがあればです。
0:13:14	関西電力さん。
0:13:21	関西電力の小森でございます。
0:13:24	いただいたお話を踏まえてですね、補足説明資料ですかその他資料、
0:13:30	やっぱり、
0:13:32	思います。
0:13:36	笹も必要はあるかなと思う。
0:13:38	そこでご確認していただいた上での、
0:13:45	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
0:13:50	ここ今日まで説明してもらってる内容をは反映してもらうだけだと。
0:13:56	急ぎたいのであれば、一発目ササキのせいでもいいのかなと思います そこはまた資料できたら、ご連絡をいただいて、都度調整させていただければ、日程調整させていただければと思います。
0:14:08	あとはあれですね今日、徳永会合では議論してない部分ですけども、
0:14:14	他の11条以外の条文の適合性とか、今日説明いただいた中には5条の話とかありましたけども、現状申請書には明確になってないところもあると思う。
0:14:22	で、そういう意味では今日議論したところも含めてですけども、
0:14:25	抜き出してないことも含めて今日まで審査会合でちゃんと説明してきた事項っていうのをしっかり反映するということかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:33	はいいただくということかなと思う。
0:14:36	関西電力も承知しましたのでしっかり反映して参りたいと。
0:14:42	はい。規制庁西内です。
0:14:44	ですから、全体で、
0:14:47	うちですか。
0:14:47	はい。関西電力側からもよろしいでしょうか。
0:14:50	はい。
0:14:51	WEB参加組の関西電力の方もよろしいですかね。
0:14:55	はい。
0:14:56	はい、じゃあ今日の会合の後の面談についてはこれで終了にしたいと思いますありがとうございました引き続きよろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。